

専決処分の報告について
(那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年5月18日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(6)	法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(8)	政令第80条の規定に基づく法第12条第2項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(10)	政令第80条の規定に基づく法第13条第3項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(12)	政令第80条の規定に基づく法第14条第9項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	
[略]			

17～24 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

16 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(6)	法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(8)	政令第80条の規定に基づく法第12条第4項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(10)	政令第80条の規定に基づく法第13条第4項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(12)	政令第80条の規定に基づく法第14条第13項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	
[略]			

17～24 [略]